



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

教育委員会事項

- 沖縄県教育庁組織規則及び沖縄県教育庁等標準的な職を定める規則の一部を改正する規則 1
- 沖縄県教育委員会会議規則の一部を改正する規則 2
- 沖縄県教育関係職員表彰規則の一部を改正する規則 2
- 沖縄県立南部商業高等学校定時制課程設置要項等を廃止する告示 2
- 沖縄県教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令 3
- 沖縄県教育庁等職員人事評価実施規程の一部を改正する訓令 3
- 沖縄県教育庁職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令 3

公安委員会事項

- 沖縄県警察の交番等の名称、位置及び所管区を定める規則の一部を改正する規則 4
- 沖縄県道路交通法施行細則の一部を改正する規則 5
- 沖縄県放置違反金に係る納付命令、督促、滞納処分等に関する規則の一部を改正する規則 6

人事委員会事項

- 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則等の一部を改正する規則 11

教育委員会事項

沖縄県教育庁組織規則及び沖縄県教育庁等標準的な職を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月29日

沖縄県教育委員会

教育長 金城弘昌

沖縄県教育委員会規則第3号

沖縄県教育庁組織規則及び沖縄県教育庁等標準的な職を定める規則の一部を改正する規則

(沖縄県教育庁組織規則の一部改正)

第1条 沖縄県教育庁組織規則(昭和47年沖縄県教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第3条の表県立学校教育課の項中「特別支援教育室」を「特別支援教育室 那覇みらい支援学校開校準備室」に改める。

第17条の表中 「

県立学校教育課	特別支援教育室長	特別支援教育室の事務を総括する。
---------	----------	------------------

」

を

県立学校教育課	特別支援教育室長 那覇みらい支援学校開校準備室長	特別支援教育室の事務を総括する。 那覇みらい支援学校開校準備室の事務を総括する。
---------	-----------------------------	---

に改める。」

(沖縄県教育庁等標準的な職を定める規則の一部改正)

第2条 沖縄県教育庁等標準的な職を定める規則(平成28年沖縄県教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第1条の表3の項中「特別支援教育室長」の次に「、那覇みらい支援学校開校準備室長」を加える。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

沖縄県教育委員会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月29日

沖縄県教育委員会
教育長 金城弘昌

沖縄県教育委員会規則第4号

沖縄県教育委員会会議規則の一部を改正する規則

沖縄県教育委員会会議規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第6条を次のように改める。

（映像等の送受信による通話の方法による会議）

第6条 会議は、教育長が必要と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法により、行うことができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

沖縄県教育関係職員表彰規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月29日

沖縄県教育委員会
教育長 金城弘昌

沖縄県教育委員会規則第5号

沖縄県教育関係職員表彰規則の一部を改正する規則

沖縄県教育関係職員表彰規則（平成25年沖縄県教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第1条中「貢献した教育関係職員」の次に「及び教職員組織（教育活動その他の学校運営のために、県立学校教職員又は市町村立小中学校の県費負担教職員で構成する組織をいう。以下同じ。）」を加え、「意欲及び資質能力の向上に資する」を「意欲を高め、能力及び資質の向上に資すること並びに学校の活性化を図る」に改める。

第2条の見出しを「（表彰の対象）」に改め、同条に次の1項を加える。

2 被表彰組織は、教職員組織であって、顕著な功績があった組織とする。

第3条に次の1号を加える。

(4) 優秀教職員組織部門

第6条中「被表彰者」の次に「及び被表彰組織」を加え、「推薦された者」を「推薦されたもの」に改める。

第7条第1項中「所属職員」の次に「又は教職員組織」を加え、「者」を「もの」に改め、同条第2項中「県費負担教職員」の次に「又は教職員組織」を加え、「者」を「もの」に改める。

第9条第1項中「者」を「もの」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

沖縄県教育委員会告示第2号

沖縄県立南部商業高等学校定時制課程設置要項等を廃止する告示を次のように定める。

令和3年3月29日

沖縄県教育委員会
教育長 金城弘昌

沖縄県立南部商業高等学校定時制課程設置要項等を廃止する告示

次に掲げる告示は、廃止する。

(1) 沖縄県立南部商業高等学校定時制課程設置要項（昭和48年沖縄県教育委員会告示第2号）

- (2) 沖縄県立高等学校通信制課程入学者選抜実施要項（平成2年沖縄県教育委員会告示第16号）
- (3) 沖縄県立特別支援学校の幼稚部入学者選抜実施要項（平成5年沖縄県教育委員会告示第10号）
- (4) 沖縄県立特別支援学校の高等部入学者選抜実施要項（平成5年沖縄県教育委員会告示第11号）
- (5) 沖縄県立沖縄高等特別支援学校入学者選抜実施要項（平成5年沖縄県教育委員会告示第12号）
- (6) 沖縄県立沖縄盲学校高等部専攻科入学者選抜実施要項（平成5年沖縄県教育委員会告示第13号）
- (7) 沖縄県立高等学校全日制・定時制課程入学者選抜実施要項（平成12年沖縄県教育委員会告示第1号）
- (8) 沖縄県立沖縄水産高等学校専攻科（漁業科・機関科・無線通信科）入学者選抜実施要項（平成13年沖縄県教育委員会告示第5号）

附 則

この告示は、令和3年3月29日から施行する。

沖縄県教育委員会訓令第3号

沖縄県教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年3月29日

沖縄県教育委員会

教育長 金城弘昌

沖縄県教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令

沖縄県教育委員会職員服務規程（昭和47年沖縄県教育委員会訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第1条の2第2号中「特別支援教育室長」の次に「、那覇みらい支援学校開校準備室長」を加える。

第15条第1項中「職員」の次に「（会計年度任用職員（地公法第22条の2第1項第1号に掲げる職員をいう。）を除く。以下この条において同じ。）」を加える。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

沖縄県教育委員会訓令第4号

沖縄県教育庁等職員人事評価実施規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年3月29日

沖縄県教育委員会

教育長 金城弘昌

沖縄県教育庁等職員人事評価実施規程の一部を改正する訓令

沖縄県教育庁等職員人事評価実施規程（平成28年沖縄県教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1注3中「特別支援教育室長」の次に「、那覇みらい支援学校開校準備室長」を加える。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

沖縄県教育委員会訓令第5号

沖縄県教育庁職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年3月29日

沖縄県教育委員会

教育長 金城弘昌

沖縄県教育庁職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

沖縄県教育庁職員安全衛生管理規程（平成12年沖縄県教育委員会訓令第5号）の一部を次のように改正する。

目次中「健康診断（第25条—第35条）」を「健康管理（第25条—第38条）」に、「手続（第36条—第41条）」を「報告（第39条—第44条）」に、「第42条—第44条」を「第45条—第47条」に改める。

第2条第2号中「及び」の次に「規則」を加え、同条第4号中「第21条に規定する所長等」を「規則第21

条に規定する所長」に、「第6条」を「第5条」に改める。

第6条及び第9条第1項中「の各号」を削る。

第10条第2項中「補佐」を「班長」に改める。

第15条第1項及び第23条第1項中「の各号」を削る。

「第3章 健康診断」を「第3章 健康管理」に改める。

第33条中「職員健康管理票」を「健康診断個人票」に改める。

第44条を第47条とし、第43条を第46条とし、第42条を第45条とする。

第41条第1項中「ものについては、復職者状況報告書を指定された期間ごとに教育長に提出しなければならない」を「者に復職後の状況報告書を1箇月を経過する日ごとに提出させるものとする」に改め、同条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 所属長は、前項の規定により提出を受けた場合は、復職者状況報告書を3箇月を経過する日ごとに教育長に提出しなければならない。

第4章中第41条を第44条とする。

第40条の見出し中「手続」を「報告」に改め、同条を第43条とする。

第39条第2項を同条第3項とし、同条第1項中「診断書」を「必要な書類」に改め、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

療養のため病気休暇を承認され、又は休業を命ぜられた職員は、療養を開始した日から1箇月を経過する日ごとに、療養状況報告書を所属長に提出しなければならない。

第39条を第42条とし、第36条から第38条までを3条ずつ繰り下げる。

第4章の章名中「手続」を「報告」に改める。

第3章中第35条の次に次の3条を加える。

(過重労働対策)

第36条 法第66条の8第1項の規定による面接指導は、産業医が実施するものとする。

2 面接指導の対象者、実施方法その他面接指導の実施に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

(心理的な負担の程度を把握するための検査等の実施)

第37条 法第66条の10第1項の規定による心理的な負担の程度を把握するための検査(第3項において「検査」という。)は、総括安全衛生管理者が実施するものとする。

2 所属長は、法第66条の10第3項に規定する要件に該当する職員であつて、面接指導を希望するものに対し、産業医による面接指導を実施するものとする。

3 検査の対象者、実施体制、実施方法その他の検査の実施に必要な事項及び面接指導に必要な事項は、教育長が別に定める。

(心の健康づくり計画の策定)

第38条 総括安全衛生管理者は、法第70条の2の規定により厚生労働大臣が公表した指針を踏まえ、沖縄県教育庁職員における心の健康づくり計画を策定するものとする。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

公安委員会事項

沖縄県公安委員会規則第2号

沖縄県警察の交番等の名称、位置及び所管区を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月29日

沖縄県公安委員会

沖縄県警察の交番等の名称、位置及び所管区を定める規則の一部を改正する規則

沖縄県警察の交番等の名称、位置及び所管区を定める規則(昭和47年沖縄県公安委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

別表那覇警察署の部謝名堂駐在所の項中「久米島町字阿嘉、字真謝」を「久米島町字真謝」に改め、同部仲村渠駐在所の項中「字比屋定」の次に「、字阿嘉」を加え、同表豊見城警察署の部豊見城中央交番の項中「字伊良波、字上田、字渡嘉敷」を「字与根、字伊良波、字座安、字渡橋名、字上田、字渡嘉敷、字翁長」

に改め、「字根差部」の次に「、字豊崎」を加え、同部座安駐在所の項を削り、同表糸満警察署の部西崎交番の項所管区の欄を次のように改める。

糸満市字阿波根、字兼城、字潮平、西崎一丁目、西崎二丁目、西崎六丁目、西崎町一丁目、西崎町二丁目、西崎町三丁目、西崎町四丁目、西崎町五丁目

別表糸満警察署の部町端交番の項中「西川町」の次に「、字真栄里の一部」を加え、同部賀数駐在所の項中「字座波、字北波平、字武富」を「字北波平、字座波、字武富、字豊原」に改め、同部大里駐在所の項を削り、同部小波蔵駐在所の項所管区の欄を次のように改める。

糸満市字伊敷、字糸洲、字伊原、字大里、字喜屋武、字国吉、字小波蔵、字東里、字名城、字福地、字真栄里の一部、字南波平、字山城

別表糸満警察署の部米須駐在所の項所管区の欄を次のように改める。

糸満市字新垣、字宇江城、字大度、字米須、字真栄平、字真壁、字摩文仁、字与座

別表沖縄警察署の部北谷交番の項位置の欄を次のように改める。

北谷町字伊平

別表うるま警察署の部安慶名交番の項中「字喜屋武、字兼箇段、字上江洲」を「字上江洲」に改め、同部赤道交番の項中「うるま市字赤道、字江洲」を「うるま市字喜屋武、字兼箇段、字赤道、字江洲」に改め、同部屋慶名交番の項中「うるま市勝連南風原」の次に「、勝連平敷屋」を加え、同部平安名駐在所の項中「勝連内間」の次に「、勝連津堅」を加え、同部平敷屋駐在所の項を削り、同表本部警察署の部今帰仁交番の項中「字勢理客」の次に「、字渡喜仁、字上運天、字運天、字古宇利」を加え、同部運天駐在所の項を削る。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

沖縄県公安委員会規則第3号

沖縄県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月29日

沖縄県公安委員会

沖縄県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

沖縄県道路交通法施行細則（昭和47年沖縄県公安委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

別表第3 県道国頭東線の項の次に次のように加える。

浦添市道仲西宮城南線	浦添市仲西3丁目16番から浦添市内間4丁目18番まで
------------	----------------------------

別表第3 臨港道路港湾7号線の項の次に次のように加える。

臨港道路那覇2号線	那覇市西3丁目10番174から那覇市西3丁目10番177まで
新港ふ頭横1号線	那覇市港町1丁目2番1から那覇市港町1丁目1番71まで
新港ふ頭横5号線	那覇市港町2丁目100番1から那覇市港町1丁目204番まで
新港ふ頭横8号線	那覇市港町1丁目206番から那覇市港町1丁目208番まで
新港ふ頭横9号線	那覇市港町4丁目3番22から那覇市港町4丁目3番23まで

新港ふ頭縦16号線	那覇市港町1丁目208番から那覇市港町1丁目208番まで
新港ふ頭縦18号線	那覇市港町4丁目100番8から那覇市港町4丁目3番22まで
新港ふ頭縦19号線	那覇市港町4丁目100番6から那覇市港町4丁目3番22まで
臨港道路新港1号線	那覇市港町4丁目3番22から那覇市港町4丁目3番22まで

別表第3 浦添埠頭地区1号線の項中「浦添埠頭地区1号線」を「港湾浦添ふ頭地区1号線」に改め、同表浦添埠頭地区2号線の項中「浦添埠頭地区2号線」を「港湾浦添ふ頭地区2号線」に改め、同表浦添埠頭地区3号線の項中「浦添埠頭地区3号線」を「港湾浦添ふ頭地区3号線」に改め、同表浦添埠頭地区4号線の項中「浦添埠頭地区4号線」を「港湾浦添ふ頭地区4号線」に改め、同表浦添市道仲西宮城南線の項を次のように改める。

臨港道路浦添線	浦添市西州2丁目14番6から浦添市字港川崎原542番2まで
---------	-------------------------------

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

沖縄県公安委員会規則第4号

沖縄県放置違反金に係る納付命令、督促、滞納処分等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月29日

沖縄県公安委員会

沖縄県放置違反金に係る納付命令、督促、滞納処分等に関する規則の一部を改正する規則

沖縄県放置違反金に係る納付命令、督促、滞納処分等に関する規則（平成21年沖縄県公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第9条第13号中「様式第23号」を「様式第25号」に改め、同号を同条第15号とし、同条第12号中「様式第22号」を「様式第24号」に改め、同号を同条第14号とし、同条第11号中「様式第21号」を「様式第23号」に改め、同号を同条第13号とし、同条第10号中「様式第20号」を「様式第22号」に改め、同号を同条第12号とし、同条第9号中「様式第19号」を「様式第21号」に改め、同号を同条第11号とし、同条第8号の次に次の2号を加える。

(9) 差押調書（債権用） 様式第19号

(10) 差押調書（債権用）（謄本） 様式第20号

第10条中「様式第24号」を「様式第26号」に改める。

第11条中「様式第25号」を「様式第27号」に、「様式第26号」を「様式第28号」に改める。

様式第14号中「※延滞金」を「延滞金」に、「計」を「滞納処分費」に、

	・	・	円	円	円
本調書作成の日までに徴収すべき金額					円

を

	・	・	円	円	円
合 計			円	円	円

に、「あて」を「宛

て」に改め、同様式注中「※印欄の延滞金」を「延滞金及び滞納処分費」に改める。

様式第15号中「※延滞金」を「延滞金」に、「計」を「滞納処分費」に、

	・	・	円	円	円
本調書作成の日までに徴収すべき金額					円

を

	・	円	円	円
合 計		円	円	円

に改め、同様式注を

次のように改める。

注 延滞金及び滞納処分費については、この調書の作成の日までのものです。

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に沖縄県公安委員会に対して、審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日から3か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、沖縄県を被告として（訴訟において沖縄県を代表する者は沖縄県公安委員会となります。）、提起しなければなりません（なお、この処分があったことを知った日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

様式第16号中「※延滞金」を「延滞金」に、「計」を「滞納処分費」に、

	・	円	円	円
本通知書作成の日までに徴収すべき金額				円

を

	・	円	円	円
合 計		円	円	円

に、

滞納者が、債務者に対して有する普通預金（口座番号： ）	円
の払戻請求権及び債権差押通知書到達日までの確定利息の払戻請求権。	

を

(特定表示欄)

に改

め、同様式注中「※印欄の延滞金」を「延滞金及び滞納処分費」に、「3か月以内に沖縄県公安委員会」を「3か月以内又は公売する日若しくは随意契約により売却する日のいずれか早い日までに沖縄県公安委員会」に改める。

様式第17号中「※延滞金」を「延滞金」に、「計」を「滞納処分費」に、

	・	円	円	円
本通知書作成の日までに徴収すべき金額				円

を

	・	円	円	円
合 計		円	円	円

に、

差 押 債 権	債務者	住所又は所在地	
		氏名又は名称	
	滞納者が、債務者に対して有する普通預金（口座番号： ）		円
の払戻請求権及び債権差押通知書到達日までの確定利息の払戻請求権。			

履行期限	
差押調書謄本（滞納者あて）を受領しました。 年 月 日	氏 名 ㊟
債権差押通知書（第三債務者あて）を受領しました。 年 月 日	氏 名 ㊟

を

差押財産	
	(特定表示欄)
搜索した場所又は物	
搜索日時	
上記の搜索に立ち会い差押調書謄本を受領しました。 年 月 日	氏 名 ㊟ 氏 名 ㊟
差押調書謄本（ 宛て）を受領しました。 年 月 日	氏 名 ㊟
差押調書謄本を（ ）に差し置きました。 年 月 日	徴収職員 ㊟
上記差押調書謄本記載の差押財産の保管を命じます。 封印（公示書）により差し押さえた旨、表示しました。 殿 沖縄県警察本部交通部交通指導課 徴収職員	年 月 日 ㊟
上記差押調書謄本記載の差押財産の保管します。 保管者	年 月 日 ㊟

に改め、同様式注中「※印欄の延滞金」を「延滞金及び滞納処分費」に、「通知書」を「調書」に改める。
様式第18号中

差 押 調 書 (謄 本)		
この差押債権の取立て、その他の処分を禁止します。	第	号
	年	日

を

差 押 調 書 (謄 本)		
	第	号
	年	日

に、「※延滞金」を「延滞金」に、「計」を「滞納処分費」に、

	・	円	円	円
本通知書作成の日までに徴収すべき金額			円	円

を

	・	円	円	円
合 計		円	円	円

に、

差 押 債 権	債務者	住所又は所在地	
		氏名又は名称	
滞納者が、債務者に対して有する普通預金（口座番号： ） 円 の払戻請求権及び債権差押通知書到達日までの確定利息の払戻請求権。			
履 行 期 限			

を

差 押 財 産			
	(特定表示欄)		
搜索した場 所 又 は 物			
搜索日時			

に改め、同様式注中「※印欄の延滞金」を「延滞金及び滞納処分費」に、「この通知を受けた日」を「この処分があったことを知った日」に、「3か月以内に沖縄県公安委員会」を「3か月以内又は公売する日若しくは随意契約により売却する日のいずれか早い日までに沖縄県公安委員会」に、「処分の通知を受けた日」を「この処分があったことを知った日」に、「この処分の通知を受けた日」を「この処分があったことを知った日」に改める。

様式第26号を様式第28号とし、様式第19号から様式第25号までを2様式ずつ繰り下げ、様式第18号の次に次の2様式を加える。

様式第19号（第9条関係）

差 押 調 書 (債権用)						
						第 年 月 日
						沖縄県警察本部 交通部交通指導課 徴収職員 ㊟
下記のとおり、滞納金額を徴収するため、財産を差し押さえましたので、国税徴収法（昭和34年法律第147号）第54条の規定によりこの調書を作ります。						
記						
(滞 債 納 者)	住 所 又 は 所 在 地					
	氏 名 又 は 名 称					
滞 納 金	年度	納 期 限	放置違反金	延滞金	滞納処分費	備 考
		・	円	円	円	
		・	円	円	円	

額		・	・	円	円	円	
	合 計			円	円	円	
差 押 債 権	債務者	住所又は所在地					
		氏名又は名称					
	(特定表示欄)						
履 行 期 限							
差押調書謄本（滞納者宛て）を受領しました。 年 月 日							
						氏 名	㊟
債権差押通知書（第三債務者宛て）を受領しました。 年 月 日							
						氏 名	㊟

注 延滞金及び滞納処分費については、この調書の作成の日までのものです。

(用紙 日本産業規格A4版)

様式第20号（第9条関係）

差 押 調 書（債権用）（謄本）								
この差押債権の取立て、その他の処分を禁止します。					第	年	月	日
(滞納者)		殿			沖縄県警察本部 交通部交通指導課 徴収職員			㊟
下記のとおり、滞納金額を徴収するため、財産を差し押さえましたので、国税徴収法（昭和34年法律第147号）第54条の規定によりこの調書を作ります。 記								
(債 権 者)	住所又は 所在地							
	氏 名 又は名称							
滞 納 金 額	年度	納 期 限	放置違反金	延滞金	滞納処分費	備 考		
		・	円	円	円			
		・	円	円	円			
		・	円	円	円			
合 計			円	円	円			
差 押 債 権	債務者	住所又は所在地						
		氏名又は名称						
	(特定表示欄)							
履 行 期 限								
〒900-0021 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号								

連絡先

沖縄県警察本部交通部交通指導課駐車対策係
電話 (098) 862-0110 (内線)

注 延滞金及び滞納処分費については、この調書の作成の日までのものです。

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に沖縄県公安委員会に対して、審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日から3か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、沖縄県を被告として（訴訟において沖縄県を代表する者は沖縄県公安委員会となります。）、提起しなければなりません（なお、この処分があったことを知った日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

（用紙 日本産業規格A4版）

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

人事委員会事項

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月29日

沖縄県人事委員会

委員長 島 袋 秀 勝

沖縄県人事委員会規則第7号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則等の一部を改正する規則

（初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正）

第1条 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

別表第1の行政職給料表級別職務区分表6級の項及び7級の項中「広報監」を「広報監 事務評価監」に、「監査指導監 看護専門監」を「看護専門監 薬務専門監」に、「協同組合検査監」を「農業革新支援監 家畜防疫対策監」に、「設備事業監 会計事務指導監」を「設備事業監」に、「総務事務センター室長」を「総務事務センター室長 SDGs推進室長」に、「薬務室長 戦略推進室長」を「北部医療センター整備推進室長 戦略推進室長 国民文化祭・障害者芸術文化祭準備室長」に、「税務総括 広域調査総括」を「地域総括 広域総括」に、「特別支援教育室長」を「特別支援教育室長 那覇みらい支援学

校開校準備室長」に改め、同表8級の項中 「事務局長 副所長（東京事務所の副所長に限る。）」を

「事務局長

」に改め、別表第1の公安職給料表級別職務区

分表9級の項中「安全・安心統括官 組織犯罪統括官」を「組織犯罪統括官」に改める。

（管理職手当に関する規則の一部改正）

第2条 管理職手当に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1項の表4種の項中「広報監」を「広報監 事務評価監」に、「監査指導監 看護専門監」を「看護専門監 薬務専門監」に、「協同組合検査監」を「農業革新支援監 家畜防疫対策監」に、「設備事業監 会計事務指導監」を「設備事業監」に、「総務事務センター室長」を「総務事務センター室長 SDGs推進室長」に、「薬務室長 戦略推進室長」を「北部医療センター整備推進室長 戦略推進室長 国民文化祭・障害者芸術文化祭準備室長」に、「税務総括 広域調査総括」を「地域総括 広域総括」に改め、別表第3項の表4種の項中「特別支援教育室長」を「特別支援教育室長 那覇みらい支援学校開校準備室長」に改め、別表第8項の表2種の項中「部長 安全・安心統括官（課長を兼ねるものを除

く。)」を「部長」に改め、同表3種の項中「隊長(警部であるものを除く。) 自動車運転免許試験場の場長(警部であるものを除く。)」を「隊長(警部であるものを除く。)」に改める。

(管理職員等の範囲を定める規則の一部改正)

第3条 管理職員等の範囲を定める規則(昭和48年沖縄県人事委員会規則第18号)の一部を次のように改正する。

別表知事部局の項中「広報監」を「広報監 事務評価監」に、「監査指導監 看護専門監」を「看護専門監 薬務専門監」に、「協同組合検査監」を「農業革新支援監 家畜防疫対策監」に、「設備事業監 会計事務指導監」を「設備事業監」に、「総務事務センター室長」を「総務事務センター室長 SDGs推進室長」に、「薬務室長」を「北部医療センター整備推進室長」に、「旅券センター室長」を「旅券センター室長 国民文化祭・障害者芸術文化祭準備室長」に、「総務私学課の文書法規班の班長」を「秘書課の秘書班の班長 総務私学課の文書法規班の班長」に、「税務総括 広域調査総括」を「地域総括 広域総括」に改め、同表教育庁の項中「特別支援教育室長」を「特別支援教育室長 那覇みらい支援学校開校準備室長」に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 有限会社 アイドマ印刷 〒902-0073 那覇市字上間244番地(3F)</p>
--	---